

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第59号

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第6号」を「第4条第6号」に改める。

第2条中「第5条第2項第5号」を「第6条第2項第5号」に改め、「利用料金の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第3項に規定する別に定める額は、1日につき1,670円とする。

附 則

この規則は、平成17年9月2日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)